

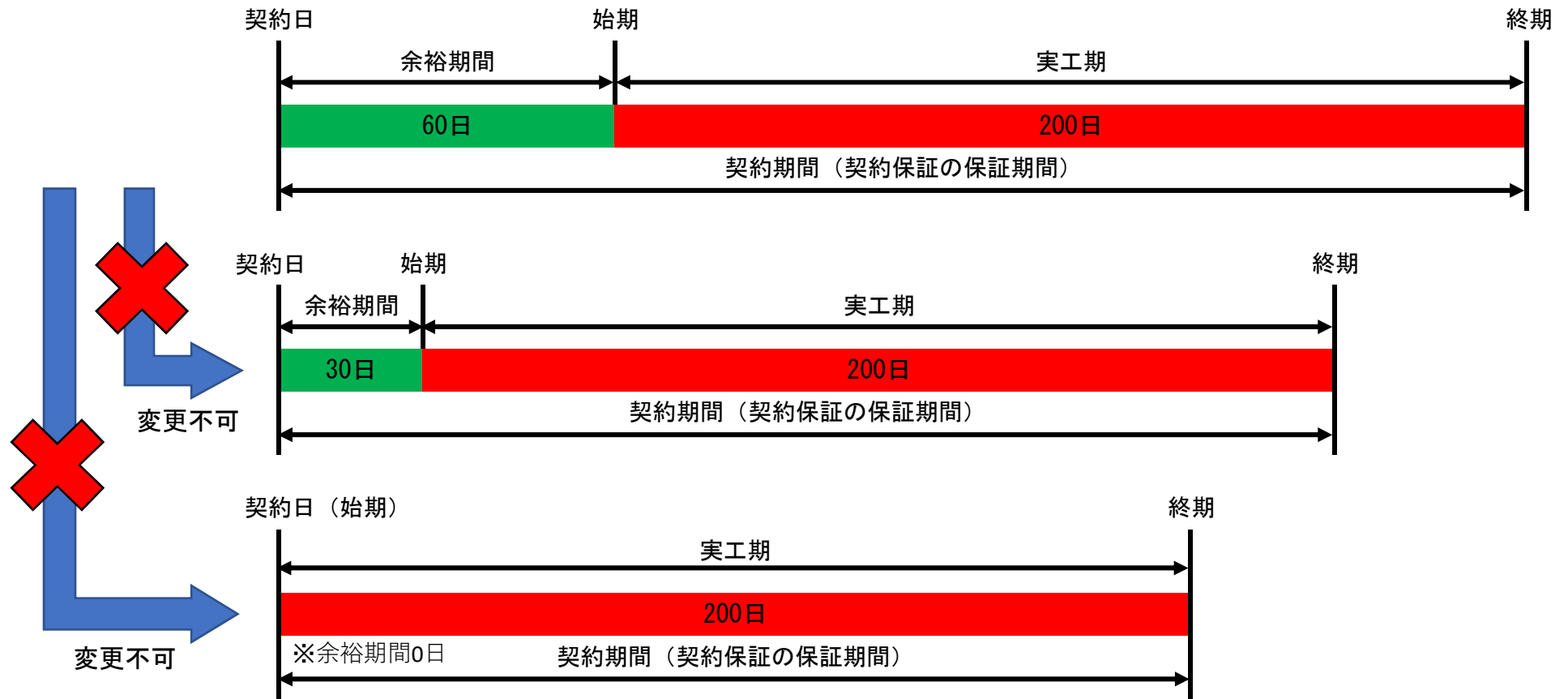
壱岐市が発注する工事において、「**施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行**」に取り組むため、「**余裕期間制度を活用した工事**」を**実施**します。

- ①タイプ : ①発注者指定方式、②任意着手方式、③フレックス方式の3タイプ
- ②余裕期間 : 工期の30%以内かつ60日以内
※余裕期間内は、現場代理人・主任（監理）技術者の配置不要
- ③対象 : 壱岐市が一般競争入札および指名競争入札で発注する工事
（対象工事は、入札公告、入札執行通知書、特記仕様書に明記）
- ④実施方法 : 壱岐市発注工事における余裕期間制度を活用した工事**実施**要領による
- ⑤その他 : 余裕期間制度の基本ルールは国土交通省基準に準じる
- ⑥採用理由 : ○効率的な資機材の確保、技術者の配置が可能。
○配置予定技術者が他工事に配置されている場合でも入札参加が可能。
○受注者の都合により工期の設定が可能となるため、施工時期の平準化が見込める。
- ⑦問い合わせ先 : 壱岐市建設部建設課土木班 42-1112（内線412）

①余裕期間制度（発注者指定方式）を設定している工事

○余裕期間の変更は不可。

余裕期間内に受注者の準備が整った場合でも工事着手はできません。



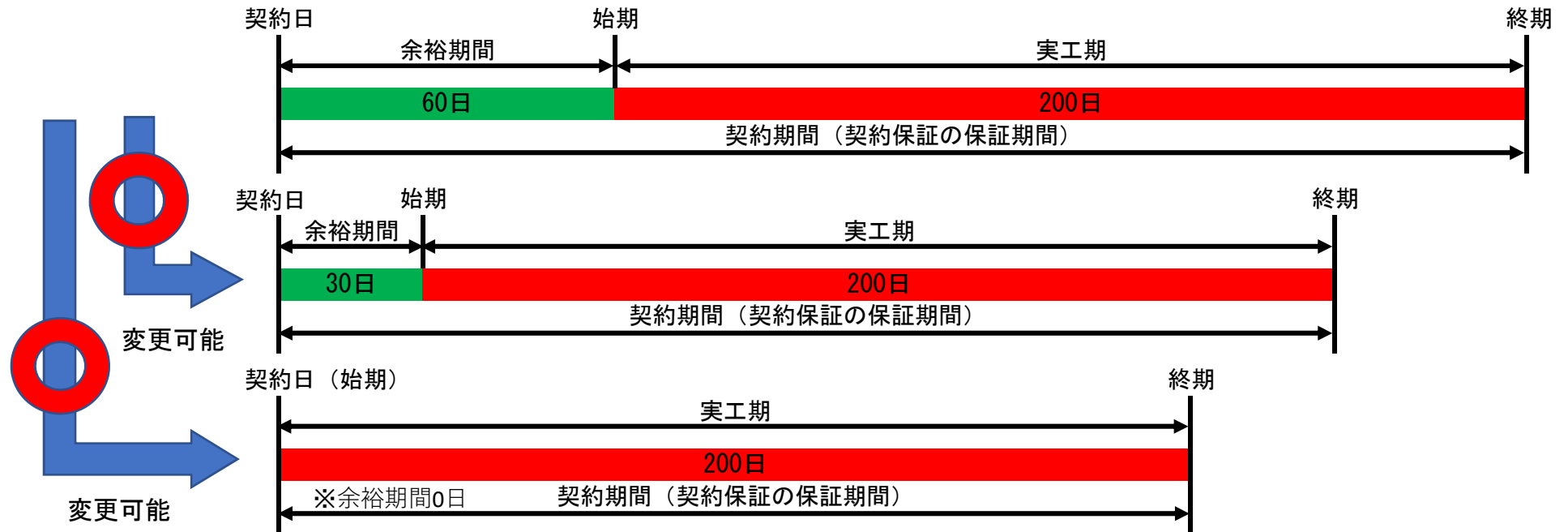
②余裕期間制度（任意着手方式）を設定している工事

○余裕期間の変更が可能。

- ・受注者の意向により余裕期間の短縮が可能です。
- ・工事着手期限までは、当初契約前でも、契約後でも余裕期間の変更が可能です。
- ・契約締結前に、実工期について、発注者に工期通知書を提出してください。

○注意事項

- ・余裕期間が変更されても実工期は変更されません。
(実工期の始期を変更すると終期も変更になります。)



③余裕期間制度（フレックス方式）を設定している工事

○余裕期間および実工期の変更が可能。

- ・受注者の意向により余裕期間の変更が可能です。
- ・受注者の意向により実工期の変更が可能です。
- ・契約締結前に、実工期期間について発注者に工期通知書を提出して下さい。

○注意事項

- ・実工期の終期は、発注者が指定した工事完了期限を越えて設定できません。

